



福岡医発第578号（地）
令和3年5月24日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

医療事故情報収集等事業「医療安全情報No. 173」の提供について

今般、公益財団法人日本医療機能評価機構より福岡県保健医療介護部医療指導課を通じて別添のとおり「輸液ポンプ等の流量の10倍間違い」に関する通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、日本医療機能評価機構のホームページ（<https://www.med-safe.jp/>）に標記の医療安全情報とともに、医療事故情報収集等事業報告書及び年報が掲載されておりますので、貴会会員の医療安全対策の推進にご活用いただきますよう周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療安全管理担当理事 田中英二
会長 島田昇二郎

公印省略

3医指第277号

令和3年4月26日

各関係団体の長 殿

福岡県保健医療介護部長

(医療指導課)

医療事故情報収集等事業「医療安全情報No. 173」の提供について

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策及び医療提供体制の確保に御尽力いただきまして、重ねて感謝申し上げます。

今般、公益財団法人日本医療機能評価機構から、別添（写）のとおり医療安全情報について情報提供がありましたのでお知らせします。

なお、標記の医療安全情報を含め公益財団法人日本医療機能評価機構の報告書及び年報は、同機構のホームページ（<http://www.med-safe.jp/>）に掲載されておりますので、ご活用いただくとともに、貴会会員に対し周知していただきますようお願いいたします。

各医師会通知





事 故 防 止 7 号
2021年4月15日

各 都 道 府 県 知 事
各 保 健 所 設 置 市 長 殿
各 特 別 区 長

公益財団法人 日本医療機能評価機構
医療事故情報収集等事業
執行理事 後 信
(公印省略)

医療事故情報収集等事業 「医療安全情報 No. 173」の提供について

平素より当事業部の実施する事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、医療事故情報収集等事業において収集した情報のうち、特に周知すべき情報を取りまとめ、4月15日に「医療安全情報 No. 173」を当事業参加登録医療機関並びに当事業参加登録医療機関以外で希望する病院に提供いたしましたのでお知らせいたします。

なお、この医療安全情報を含め報告書、年報は、当事業のホームページ (<https://www.med-safe.jp/>) にも掲載いたしておりますので、貴管下医療機関等に周知いただきご活用いただければ大変幸いに存じます。

今後とも有用な情報提供となるよう医療安全情報の内容の充実に努めてまいりますので、何卒ご理解、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。



医療事故情報収集等事業

医療 安全情報

No.173 2021年4月

輸液ポンプ等の 流量の10倍間違い

輸液ポンプ・シリンジポンプの流量の入力を誤り、指示の10倍の速度で薬剤を投与した事例が11件報告されています(集計期間:2016年1月1日~2021年2月28日)。この情報は、第61回報告書「分析テーマ」で取り上げた内容をもとに作成しました。

輸液ポンプ・シリンジポンプの流量を誤って入力し、10倍の速度で薬剤を投与した事例が報告されています。

種類	薬剤名	正しい流量 (mL/h)	誤った流量 (mL/h)
輸液ポンプ	エルネオバNF2号輸液	83	830
	ソルテム3A輸液 +ヘパリン10000単位	8.3	83
シリンジポンプ	ミダゾラム注20mg +ブドウ糖注射液	5	50
	シンビット静注用200mg +生理食塩液	4.1	41

事例のイメージ



輸液ポンプ等の流量の10倍間違い

事例 1

患者にエルネオパNF2号輸液を投与していた。看護師Aが輸液を更新した際、輸液ポンプの流量を83mL/hとすべきところ830mL/hとした。1時間後に訪室した看護師Bが、指示の10倍の速度で投与されていることに気付いた。

事例 2

患者にシンビット静注用200mg+生理食塩液を投与する予定であった。担当看護師Aは、シリンジポンプの流量を4.1mL/hとすべきところ41mL/hとした。ダブルチェックを依頼された看護師Bは、シリンジポンプの前まで行かず廊下から液晶画面を見た。その際、4と1の数字は見たが小数点は確認しなかった。30分後に訪室した看護師Aが、指示の10倍の速度で投与されていることに気付いた。

事例が発生した医療機関の取り組み

・輸液ポンプ等の設定時、流量の表示画面と指示を照らし合わせて指差し声出し確認する。

上記は一例です。自施設に合った取り組みを検討してください。

取り組みのポイント

・医療機関内で流量の確認方法を決めて遵守しましょう。

(総合評価部会)

※この医療安全情報は、医療事故情報収集等事業(厚生労働省補助事業)において収集された事例をもとに、本事業の一環として総合評価部会委員の意見に基づき、医療事故の発生予防、再発防止のために作成されたものです。

本事業の趣旨等の詳細については、本事業ホームページをご覧ください。 <https://www.med-safe.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル

電話：03-5217-0252(直通) FAX：03-5217-0253(直通)

<https://www.med-safe.jp/>